

4 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第62号を発行させていただきます。

今年は桜の開花が例年より早く、大阪ではすでに満開になっております。お花見をされた方も多いのではないのでしょうか。

今月は、お花見に行ってきた際に撮影した写真を掲載いたします。



(写真は、和歌山県の道成寺の境内の桜です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**H30年度税制改正(案)について、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**歯磨きについて考える その1** を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

2 H30年度税制改正(案)について

平成30年度税制改正(案)で中小企業・個人事業主の方々に関連するような内容をご紹介します。

個人所得課税

・**給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替(案)**

給与収入にのみ適用される**給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ**、どのような所得にでも適用される**基礎控除の控除額を10万円引き上げ**ます。

*H32年分(2020年分)以後の所得税に適用

*給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額

・**青色申告特別控除の改正(案)**

1 現行の青色申告控除の控除額65万円を55万円に10万円引き下げる。

2 上記1にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかを満たしていれば青色申告控除の控除額を65万円にする。

イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。

ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子申告を行うこと。

*税理士に確定申告書の提出を依頼している個人事業主の方は税理士が電子申告をしているでしょうから、65万円控除の適用を引き続き受けられることでしょう。



(写真は、和歌山県の道成寺の境内の桜です)

法人課税

・中小企業における賃上げの促進に係る税制（案）

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人あたり平均給与が前年度比で1.5%以上増加
税額控除	<p>(通常)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与総額の前年度からの増加額の15%を税額控除 <p>(上乘せ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人あたり平均給与が前年度比で2.5%以上増加し、一定の要件を満たす場合には、控除率を10%上乘せして合計25%

* 1人あたり平均給与（継続雇用者給与等支給額）

継続雇用者（前年度の期首から適用年度の期末まで全ての月で給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者）に支払った給与等の総額。

* 給与総額（雇用者給与等支給額）

継続雇用者に限定しない、全ての従業員に支払った給与等の総額（役員等に支払った給与等は除く）

* 一定の要件

以下のいずれかを満たす場合

- ①教育訓練費が前年度比で10%以上増加していること。
- ②中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること。

今回のご紹介はここまでとさせていただきます。

【参考文献】

- ・財務省発行「平成30年度 税制改正（案）のポイント
- ・中小企業庁発行「平成30年度版 中小企業・個人事業主向け 知って役立つ！使ってトクする！ 税制改正」
- ・自民党、公明党決定「平成30年度税制改正大綱」



(写真は、和歌山県の道成寺の境内の桜です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

公示地価関連

日経新聞に「地価上昇全国に波及 地方、26年ぶりプラス 公示地価」、「公示地価 最高値地点、外資間で売買 大阪ミナミ、キタを逆転」の記事が掲載されました。

記事の内容は、

- ・バブル崩壊以降、土地や雇用の調整に時間を要したが、3年連続の地価上昇は1992年以降で初めてだ。
- ・18年の公示地価で住宅地は全国で0.3%と2年連続、商業地は1.9%と3年連続で上がり、上昇率は17年より拡大した。
- ・年2割のペースで伸びる訪日客数の増加が地価上昇を

後押しした。

- 日銀の低金利政策に伴う緩和マネーも支え役となり、オフィスの再開発需要と利便性が高い主要都市の中心地で、回復基調がみられる。

などと書かれておりました。

- *インバウンド（訪日外国人）効果が公示地価にもかなり影響を与えているようですね。外国人頼りの景気回復だけでは心配です。



(写真は、彦根城の桜です)

融資関連

日経新聞に「**連帯保証なし**」広がる 法改正で要件厳しく、「改正後 保証人の意思必要に」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- 従来型の連帯保証を見直す動きは、保証を巡る問題が背景にある。
- リスクを十分に知らずに連帯保証人になり、自己破産に追い込まれる事例は多い。
- **20年4月に施行予定の改正民法では連帯保証の契約が厳しくなる。**
- **中小零細企業への融資などで親族など第三者が保証人になる場合、公証人による自発的な意思の確認が必要になる。**
- 金融庁も将来性を見極め過度に保証に依存しない融資

を増やすよう求めている。

- 16年度の中小企業向け融資の85%前後は経営者らの保証がついた契約のままだ。

などと書かれておりました。

- *中小零細企業が融資を受ける際、最近は経営者が連帯保証人になるケースが少なくなっているように思いますが、その分経営者個人が個人名義の預金をその金融機関に預けるように指示されていることがあるようです。このような事も民法改正でかわってほしいのですが。



(写真は、彦根城の桜です)

4 歯磨きについて考える その1

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、「歯磨き」についての情報をご紹介します。

歯みがきをめぐる大きな勘違い

参考文献には、

- 「歯みがき」の3つの勘違い
 - ①タイミング：1日3回の食事後すぐ
 - ②目的：食べかすを取り除きお口の中をスッキリさせるため
 - ③方法：歯ブラシと歯磨剤を使ってゴシゴシみがく

と書かれておりました。

今回の参考文献に書かれている3つの勘違いのどこがいけないのと思ってしまいました。私と同じように思っている方も多いのではないのでしょうか。

ここからは「歯みがき」の3つの間違いについて一つずつご紹介していきます。

勘違い①タイミング

参考文献には、

- ・1日3回の食事後すぐを実践しているのは、実は先進国の中でも日本と韓国だけです。
- ・他の国では一般的に、寝る前と起きてすぐに歯みがきをします。「予防歯科」の考えが浸透していて、唾液が出ない睡眠中に口腔内細菌のかたまりである「歯垢(プラーク)」が増え、それを除去することがお口、そして全身の健康を守るために大切である、ということをよく知っているからです。
- ・予防歯科の観点から、歯ブラシを使ったブラッシングの正しいタイミングは「起床後」と「就寝前」です。
- ・「3・3・3運動」の広がりとともに、日本人は優れた唾液の機能をわざわざ低下させる「歯みがき」習慣するようになっていきました。さらに歯磨剤(歯みがき剤)が広がるにつれ、かつては日本人も行っていた、起床したらお口の中をきれいにし、睡眠中に増殖した口内細菌を除去するという習慣を失っていきました。
- ・日本人の朝の習慣で、もうひとつ気になることがあります。それは、朝起きたらすぐに水を飲むという習慣です。
- ・寝ている間に、人間の口の中では口内細菌が爆発的に増殖しています。健康のためと誤っている朝起きたら水を飲むという習慣が、体の中にさまざまな細菌を送り込む結果となり、かえって体にも悪影響を与えているかもしれないのです。

と書かれておりました。

子供の頃から食事の後に歯みがきをするというのが当たり前でこれまで過ごしてきましたから、なかなかその習慣を変えるのは難しいですが、この参考文献を読んだから「起床後」と「就寝前」に歯みがきをするように心がけています。

続きは次回にご紹介させていただきます。

【参考文献】

- ・やっぱり、歯はみがいてはいけない実践編 著者 森昭 森光恵 発行所 講談社 +α新書

5 編集後記

今年は、桜のお花見で和歌山県の道成寺、大阪の桜ノ宮の大川、滋賀県の彦根城の3か所に行ってきました。そのうち初めて行ったのが、道成寺と彦根城です。写真を撮影するのに桜の花と建物をいい塩梅に撮影するためにスマホで何枚も撮影しておりました。天気が良かったので、いい写真が撮影できました。



話題を変えますが、確定申告の時期はどうしてもパソコンでの作業が多くなり、長時間パソコンの画面を見るので夕方には目が疲れて仕事はかどりませんでした。

その際に普段から通っているクライアント先さんの治療院にてパソコンの画面にブルーライトカットのフィルムを被せるかブルーライトカットメガネを買う方がいいですよとアドバイスをいただき、早速メガネの上にクリップでひっかけるレンズを購入して利用しています。これまでの疲れ目がなくなり、仕事はかどっています。パソコン作業をされている方は利用されてみてはいかがでしょうか。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。